

西之表市告示第40号

西之表市公用車広告掲出取扱要領を次のように定めた。

平成21年3月31日

西之表市長 長野 力

西之表市公用車広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成16年西之表市告示第26号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が所有する公用車に掲出する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出車両の種類)

第2条 広告を掲出する車両の種類は、別表のとおりとする。

(広告の掲出位置)

第3条 広告の掲出位置は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない範囲において、市長が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数は、別表の車両区分ごとに掲げる規格、枠数を上限として、その都度市長が定めるものとする。

(広告の掲出方法)

第5条 広告は、特殊フィルム等に印刷し、車体に貼り付ける方法とし、車体への塗装は行わないこととする。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、1か月を基準とし、広告主の希望により延長することができる。

(広告の掲出料)

第7条 広告の掲出料は、月5,000円とする。

2 要綱第8条第3項の広告掲載決定通知書の送付を受けた者は、前項の広告掲出料を市長が指定する日までに一括して納付しなければならない。

(広告物の修復)

第8条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物が毀損し、又は破損したときは、市長が費用を負担して広告物の修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が費用を負担する修復の対象とはしない。

(広告掲出希望者の募集)

第9条 広告の掲出を希望する者の募集は、要綱第6条の規定により、ホームページ及び広報紙に掲載して行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

公用車の種類		広告の規格	枠数	掲出期間	掲載料
マイクロバス	一般用	前方 縦34cm×横60cm	各左右2枠	1か月	5,000円／月
		側面 縦45cm×横60cm			
	老人福祉用	前方 縦28cm×横60cm			
		側面 縦45cm×横60cm			